

消防訓練通報書

防火対象物の防火・防災管理者は、消防計画に定めた通り、消火、通報及び避難の訓練を特定防火対象物は年2回以上、非特定防火対象物は年1回以上実施しなければなりません。実施する場合は、あらかじめ消防機関へ届出をする必要があります。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 消防訓練通報書
- 訓練実施計画または要領

▲注意事項

・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

▲注意事項

・電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

その他

・消防職員、車両の派遣及び資器材の借用を希望する場合は、あらかじめ管轄の消防署・各分署にご相談ください。

・ブラインド型消防訓練（※）を希望する場合は、あらかじめ消防本部予防課にご相談ください。

※ ブラインド型消防訓練とは、常日頃から火災が発生した時のイメージを持ち、各個人が様々な火災等に対応できるように、各事業所の体制、利用形態に併せて実施する一切のシナリオ無しに行う消防訓練です。

問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。